

令和5年 第12回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年11月22日(水) 午前9時30分～午前10時13分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員 (14人)
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
 - 議案第132号 農地法第3条による許可申請の件 (1件)
 - 議案第133号 農地法第3条第1項目的の競売に係る
買受適格証明願の件 (1件)
 - 議案第134号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (3件)
 - 議案第135号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和5年第12回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番〇〇委員、10番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第132号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりなく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 1,513 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 13,365 m²

坪単価 9,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は現在15枚程度の農地を耕作しており、申請地についても現在の譲渡人の前の代から借りて耕作していたようです。現在の譲渡人が申請地を相続した後に売買をする話が持ち上がり、今回の申請に至ったものです。譲受人は〇〇でも有名な農業者で、水稻はもちろん野菜等も耕作されており、耕作については問題ないと思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第133号農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願の件について次のとおり証明願の提出があったので、審議決定たまりなく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積1,771㎡

譲受人 ○○ 耕作面積 1,771㎡

譲受人については、9月の総会にて、○○の4筆、計6,525㎡の農地の買受適格証明書の発行について採決を行い、証明書を交付していたところですが、交付後、譲受人より、○○の4筆については入札を取り止める申し出があったため、証明を取り消しました。

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、自身で耕作したサトイモやサツマイモ、レタス、カボチャなどの野菜を福祉施設の調理場へ少量供給されており、今後も農業に従事することが見込まれます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○○○委員

譲受人の耕作面積についてですが、今回入札に参加する農地の面積が1,771㎡ということでしょうか。

○事務局

ご認識のとおりです。

○○○委員

現在野菜はどこで耕作しているのでしょうか。

○○○委員

○○の○○で農地を借りて耕作されているようです。

○○○委員

議案書に記載する耕作面積は松前町内の農地の面積のみを記載するのでしょうか。

○事務局

他の市町での耕作面積も含みますが、今回の場合はおそらく利用権の設定等を行わず耕作している農地ですので、含めておりません。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第134号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、畑、面積 358 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○
転用目的 駐車場
賃貸借権の設定
農地区分 3種農地
以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は○○を営んでおり、本社は○○の○○に所在します。同社の代表者は、○○に居住しています。同社の事業拡大にあたり、事業用車や従業員の車を置く場所を確保したいということで、今回の申請に至りました。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番
土地の表示 ○○、田、面積 178 m²
譲渡人 ○○

譲受人 ○○
転用目的 農家住宅
使用貸借権の設定
農地区分 3種農地
以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、譲渡人の長男にあたり、現在は○○に居住していますが、農家の後継者として家を建て、地元に戻ってくるということです。排水については、北側の大きな水路に流すということで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

北側に大きな道がありますが、申請地の右側の進入路のような形となっている部分は建築上必要な進入路なのでしょうか。

○○○委員

ちょうど横に大きな倉庫があるのですが、その裏にあぜ道のようなものを○○が保有しているということで今回の申請地の形となっています。進入路については北側の大きな道路です。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号3番

土地の表示 ○○、田、面積274㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 分家住宅

所有権移転

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は譲渡人の長男であり、現在結婚して子どもがおり、○○に居住しています。転勤族でありましたが、子どもに幼稚園や小学校の転校をさせることに抵抗があるため、実家の前に家を建てて腰を落ち着けるとのことで、今回の申請に至りました。排水については、北側に隣接する譲渡人宅と同じ所へ流すとのことです。南側に農地が残りますが、当農地は道路に面しており容易に進入できるため問題ないと思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

所有権移転となっておりますが、金銭的な面から譲渡されるのでしょうか。

○○○委員

生前贈与されるのだと思います。

○○○委員

農家住宅と分家住宅の違いを教えてください。

○事務局

農家住宅は、開発許可が不要であり、また、農家住宅を建てられるのは農業を営む方、農業を継ぐ方で、耕作面積が1,000㎡以上あることが必要です。

〇〇〇委員

転用面積の 274 m²というのは、1筆で 274 m²なのでしょうか。

〇事務局

ご認識のとおりです。転用部分を分筆して 274 m²となっています。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号 3 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして、議案第 135 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

〇事務局

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 1 年

利用権の設定を行う件数 1 件

利用権を設定する面積 866 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 1 年 6 か月

利用権の設定を行う件数 1 件

利用権を設定する面積 903 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 3年
利用権の設定を行う件数 46件
利用権を設定する面積 42,672 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4年
利用権の設定を行う件数 3件
利用権を設定する面積 4,776 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年
利用権の設定を行う件数 29件
利用権を設定する面積 36,741 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年6か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 2,162 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 6年
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 2,352 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 1年6か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,342 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 2年
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 2,296 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 2年6か月

利用権の設定を行う件数 5件

利用権を設定する面積 6,315 m²

利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 3年

利用権の設定を行う件数 5件

利用権を設定する面積 4,661 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 3年6か月

利用権の設定を行う件数 1件

利用権を設定する面積 1,351 m²

利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 5年

利用権の設定を行う件数 16件

利用権を設定する面積 18,477 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 10年

利用権の設定を行う件数 4件

利用権を設定する面積 5,064 m²

利用権を設定する作物 水稻

以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

農用地利用集積計画一覧表に記載されている件数と事務局で説明のあった件数が異なるのはなぜでしょうか。

○事務局

一覧表は農地台帳から出力したもので、貸し手と借り手が同じ組み合わせの場合は農地が2筆あったとしても1件として数えられておりますが、事務局から説明したのは農地の筆数で数えているため数字が異なっています。

○○○委員

この一覧表は、松前町の全ての農地ではなく、期間の間に受け付けたものだけを抜き出したものなのでしょうか。毎年この会で諮られるのでしょうか。

○事務局

ご認識のとおりです。計画の提出があった月は総会に諮って決定します。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第135号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。